貸与奨学金返還の手引き

公益財団法人　吉 田 育 英 会

吉田育英会の貸与奨学金は、卒業後に必ず返還しなければなりません。返還された奨学金は、当会の奨学事業のための資金として使用されます。返還が滞ると、次代の学生の支援に支障をきたすことになります。

貸与奨学生の皆さんにあっては、奨学金の趣旨を理解のうえ、約束どおり必ず返還してください。

１　貸与奨学金の返還方法

貸与奨学金は、貸与期間終了の翌月から起算して１ヵ年を経過した月から返還を開始するものとし、返還開始から15年以内に完済してください。

(1) 返還方法の選択

返還方法は、月賦または月賦・半年賦併用の二種類から選択できます。いずれかの方法を、後述の奨学金借用証書で選択します。

ア　月賦　･･･　返還回数に応じて割賦金を毎月返還します。

イ　月賦・半年賦　･･･　借用総額の半額を月賦分として毎月、残り半額を半年賦分として６ヶ月ごとに返還します。

(2) 口座振替日

返還は口座振替（引き落とし）により行います。振替日は返還月の27日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

返還方法別金額表

（金額単位：円）

区分	貸与期間	貸与総額	月賦返還	月賦・半年賦併用返還	
			毎月27日	月賦分 毎月27日	半年賦分 毎年７・12月27日
自　宅	４年	2,400,000	13,300	6,700	40,000
	６年	3,600,000	20,000	10,000	60,000
自宅外	４年	2,880,000	16,000	8,000	48,000
	６年	4,320,000	24,000	12,000	72,000

（注）１　端数が出る場合は、最終回に調整します。

２　月賦・半年賦併用返還は、７月・12月の返還金額は月賦額と半年賦額の合計金額になります。

２　借用証書の提出

貸与期間が終了する前に、所定の様式の奨学金借用証書を提出してください。借用証書の様式は、在籍大学を通じて入手してください。

奨学金借用証書に、貸与を受けた奨学金の総額、奨学金の返還方法（月賦または月賦･半年賦併用のいずれか）等の必要事項を記入、押印のうえ、奨学生本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、大学経由で当会に提出してください。

記 入 例

本人または連帯保証人の実印を押して下さい。

奨学金借用証書

(吉田育英会用)

3枚複写の一枚目だけを提出して下さい。

財団法人　吉田育英会
理事長　吉田忠裕殿

一、金　　円也

「奨学生台帳」の「総額」を数字で記入してください。

財団法人吉田育英会より頭書の奨学資金を借用いたしました。
つきましては、財団法人吉田育英会奨学資金貸与規程に従い、両人連帯をもって奨学金返還方法のとおり滞りなく返還することを誓約します。

2010　年　3　月　31　日

西暦で記入して下さい。

印鑑登録済みの実印を鮮明に押印して下さい。

本　人　氏名　吉田 印
現住所

連帯保証人　氏名　吉田 印
現住所

連帯保証人は原則として誓約書と同一人物にしてください。(世帯主が望ましい)

奨学生番号は「奨学生台帳」の左上「No.」を、借用総額は「総額」を記入してください。

奨学金返還方法

奨学生番号	第　　号	出身大学	
借用総額	円	交付期間	奨学生台帳のとおり
返還方法	(区分) 月賦・月賦・半年賦併用	(方法) 口座(給与振込口座)振替	
就職先または入学予定大学	名称		
	所在地	[〒　-　] 電話番号　-　-	
備考			

本人	氏名	フリガナ	生年月日	19　年　月　日
	卒業後連絡先	[〒　-　]		
		電話番号　-　-	携帯電話番号	-　-
		E-mailアドレス		
連帯保証人	氏名	フリガナ	生年月日	19　年　月　日
	現住所	[〒　-　]		
	電話番号	-　-	本人との続柄	

記入時点で進路が未定の場合は、備考欄にその旨を記入してください。

(注) 本奨学金借用証書は正本1通、写2通を作成し、(財)吉田育英会へ正本を提出して、写は本人と連帯保証人が各1通を保管する。

３　返還口座の登録

奨学金の返還は、奨学生の口座からの引き落とし（口座振替）により行います。

(1) 登録手続

返還開始に先立ち、奨学生の現住所宛に所定の預金口座振替依頼書の様式を送付しますので、返還に使用する口座の口座番号、口座名義等の必要事項を記入し、押印（３枚綴りのうち２枚目まで）のうえ、必ず当会に直接提出してください（金融機関の窓口には提出しないでください）。

返還口座は、原則として本人の生活口座（給与等の支払を受ける口座）としてください。

なお、当会指定の金融機関の口座を登録する場合、毎回の振替手数料は当会が負担します。それ以外の金融機関の場合は、振替手数料は奨学生の負担になります。

指 定 金 融 機 関

区分	金　融　機　関　名
都市銀行	みずほ銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、りそな銀行
地方銀行	北海道銀行、北洋銀行 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、 北都銀行、荘内銀行、山形銀行、東邦銀行 常陽銀行、関東つくば銀行、足利銀行、群馬銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、 千葉興業銀行、東京都民銀行、横浜銀行、埼玉りそな銀行 第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行 北陸銀行、富山銀行、北國銀行、福井銀行 大垣共立銀行、十六銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、三重銀行、百五銀行 滋賀銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、泉州銀行、池田銀行、南都銀行、 紀陽銀行、但馬銀行 鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行 阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行 福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、 肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行 琉球銀行、沖縄銀行
	郵便局

（注）　上記以外の金融機関をご利用の場合は、振替手数料はご本人の負担となります。

記　入　例　　赤枠内のみを記入してください。

預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書㊀㊁

依頼日　平成　　年　　月　　日

銀　　行
信用金庫　御中
組　　合

企業番号	6	0	6	6

私は、下記の収納受託者から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納受託者			委託企業名
	1	北銀リース株式会社（北陸銀行指定の場合　企業コード：650613）	公益財団法人吉田育英会
	2	三菱UFJファクター株式会社	
	3	株式会社石川コンピュータ・センター	
	4	地銀自動会計サービス「標準型」　委託企業名：北銀リース株式会社　取引銀行名：北陸銀行　委託者コード：0082541001	

お名前には必ずフリガナをご記入ください。

（左づめで記入し、濁点、半濁点は１字分に扱ってください。個人名義の場合、姓と名の間は１字空けてください。）

（フリガナ）	ヨシダ　タロウ		
預金者名	吉　田　太　郎	金融機関お届出印	印

（法人の場合は、会社名、銀行お届出の肩書き、代表者名をご記入ください。）

銀行名・支店名・科目（○印）口座番号は明確にご記入ください

※ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合

銀行 信用金庫 組合	支店	預金種目（どちらか一方の番号に○印）	口座番号（数字のみを右づめでご記入ください）
コード　銀行番号	店番号	(1.) 普通　2. 当座	1 2 3 4 5 6 7

金融機関使用印をお使いください。２枚目にも押印してください。

捨印（ゆうちょ銀行を除く）

取扱店日時印

ゆうちょ銀行を指定の場合は本欄にご記入ください。

※ゆうちょ銀行ご利用の場合

種目コード	契約種別コード	通帳記号		通帳番号（右づめでご記入ください）
1 6 6	3 0	1 2 3 4 0	の	1 2 3 4 5 6 7 1
払込先口座番号	00720−8−48288	払込先加入者名	北銀リース株式会社	

振替開始	平成　　年　　月	振替日（払込日）	委託企業が指定した日（休日の場合は翌営業日）

お手許の通帳により太枠内にご記入ください。（濁点、半濁点は１字分に扱ってください。）

―預金口座振替規定―　※ゆうちょ銀行払込は除く。

1．上記収納受託者より銀行（金庫・組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2．振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3．この契約を解約または変更するときは、私から銀行（金庫・組合）に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり委託企業から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行（金庫・組合）はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4．この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行（金庫・組合）の責めによる場合を除き、銀行（金庫・組合）には迷惑をかけません。　以上

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関使用欄	（不備返却事由） 1. 預金取引なし 2. 口座番号相違 3. 印鑑相違 4. その他 （　　）	検印 印鑑照合 受付印

不備返却分は下記へご送付ください。

〒930-0857　富山市奥田新町2番35号
北銀リース株式会社
TEL 076-441-7155

（預金者と契約者が異なる場合のみご記入ください）

契約者番号		識別	代金等の種類
契約者　住所	〒　　TEL		
契約者　（フリガナ）氏名			

（引落請求先→委託企業→収納受託者→提携金融機関）　　3/1

(2) 口座登録完了通知

返還口座登録の手続きが完了次第、当会から通知します。

(3) 返還口座の変更

返還口座の変更を希望するときは、速やかに当会に申し出てください。預金口座振替依頼書の様式を再送しますので、同様に記入・押印のうえ当会に提出してください。

なお、新口座からの振替開始までに受付後１～２ヶ月程度かかります。新口座からの振替を開始するまでは従来の口座から引き落としを行いますので、従来の口座はすぐには解約しないでください。

５　当会からの通知事項

(1) 返還案内

半年賦による返還月の初旬に、振替日と要返還額を記した奨学金返還の案内を送付します。内容を確認し、振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。

(2) 残高確認調査

当会では、毎年１月に奨学金の残高確認調査を実施しています。前年の12月末時点で返還未済額のある方全員に「奨学資金返還残高確認のお願い」をお送りしますので、返還未済額に異同がないか確認のうえ、確認書を当会に返送してください。

奨学生の皆さんには、速やかなご協力をお願いします。

(3) 完済通知

返還が完了したときは、「完済通知」を本人宛に送付します。

６　返還期間中の届出事項

(1) 現住所や連絡先等に変更が生じたとき

返還期間中に、奨学生本人または連帯保証人について、以下の事項に変更が生じたときは、当会所定の様式の「転居・改氏名・勤務先（変更）届」の必要事項を記入のうえ、速やかに当会に届け出てください。

・氏名･･･ 結婚に伴う改姓の場合等。返還口座の名義に変更が生じるときは、その旨も併せて連絡してください。
・現住所
・電話番号・携帯電話番号
・メールアドレス
・勤務先（奨学生本人の場合）

(2) 連帯保証人を変更する必要が生じたとき

返還期間中に、連帯保証人を変更する必要が生じたときは、当会所定の様式の連帯保証人変更届の必要事項を記入、押印のうえ、新しい連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、速やかに当会に届け出てください。

７　繰上返還

奨学生本人の申出により、要返還額の全部または一部を繰上返還することができます。繰上返還を希望するときは、振替日の１ヶ月前までに当会事務局まで申し出てください。

なお、繰上返還をする場合でも、奨学生の要返還金額に変更はありません。

８　外国に在留している期間の返還

奨学生であった方が外国に在留している期間の返還についても、同様に口座振替（引き落とし）で行います。渡航前に必ず国内の金融機関から返還口座を指定してください。また、返還が滞ることのないよう、定期的に残高を確認し、口座振替ができるようにしておいてください。

９　返還金の延滞

(1) 振替不能額の支払い

返還口座の残高不足により返還金を引き落とすことができなかったときは、奨学生は、速やかに当会の銀行口座宛に所定の返還金を送金してください。なお、この場合の送金手数料は奨学生本人の負担となります。

(2) 返還督促

約束の返還月を過ぎて、所定の返還金の支払いがないときは、奨学生本人に対して返還を督促する書状を送付します。さらに返還金の支払いまたは当会への連絡がないときは、電話での督促を行うことや、連帯保証人宛に連絡し返還請求を行うこともあります。

(3) 延滞金の賦課等

返還遅延の状態が著しいときは、要返還額に対して一定の延滞金が課されることや、返還未済額の一括返還が求められることがありますので、十分注意してください。

10　奨学金の返還猶予

貸与終了後、やむを得ない事由により奨学金の返還が困難になったときは、奨学生であった方からの願出によって、奨学金返還の一定期間の猶予を認めることがあります。

返還猶予を希望するときは、所定の「奨学金返還猶予願」様式に必要事項を記入、押印のうえ、申請事由に関する証明書類を添えて、当会に申請してください。当会において審査のうえ、猶予の可否を決定し、申請者に通知します。

なお、返還猶予期間の終了にあたって、振替口座の再登録をお願いすることがあります。

〇願出事由による猶予期間・証明書等一覧

事由	猶予期間	証明書類の例
災害により損害をこうむったため、返還が困難となったとき	１年以内（再申請可）	罹災証明書、 罹災継続証明書
傷病により返還が困難となったとき	同上	入・通院証明書、 診断書
大学、大学院、またはこれと同程度の学校に在学するとき	事由の継続期間	在籍証明書
医学実地修練に従事するとき	同上	実地修練中であることを証する書類
外国にあって、学校に在学し、または研究に従事するとき	１年以内（通算５年が限度）	在籍証明書
その他、真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき	同上	課税証明書、求職票、 雇用保険受給資格者証

PD

～記入要領～

奨学金返還猶予願

※ 漏れなくご記入ください。

年　　月　　日

公益財団法人吉田育英会 理事長 殿

本人	奨学生番号		借用終了時の大学名	
	氏　　名	㊞		
	住　　所	〒		
	電話番号	(自宅)　　(携帯)		
	e－mail アドレス			
連帯保証人	氏　　名	㊞		
	住　　所	〒		
	電話番号			

借用証書と同じ保証人が記入、捺印してください。変更がある場合は所定の様式「連帯保証人変更届」に印鑑証明を添えて届出が必要となります。様式は当会のホームページからダウンロードいただけますが、ご連絡いただければ郵送もいたします。

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたくお願いいたします。

１．希望の猶予期間

年　　月から　　年　　月まで

２．申請事由

申請事由が大学等への在学、または医学実地修練への従事の場合は事由の継続期間、それ以外の場合は、1 年（12 ヶ月）以内としてください。
例：2010 年 4 月から 1 年間希望の場合
2010 年 4 月から 2011 年 3 月まで

３．今後の予定及び返還開始に至る計画

（注）　願出の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。

※ ご記入いただいた情報は、奨学金返還業務のために利用されます。その他の目的には利用されません。

11　奨学金の返還免除

奨学生であった方が死亡、または心身の障害のために奨学金を返還することができなくなったときは、願出によって奨学金の返還未済額の全部または一部の返還免除を認めることがあります。

返還免除を希望するときは、返還ができなくなった事由が発生してから１年以内に、当会に申請する必要があります。

申請方法等の詳細については、当会までお問い合わせください。

12　返還猶予・免除の事由に該当しない場合

上記の返還猶予・免除の事由に該当しない場合でも、当初の約束どおりに奨学金を返還することが困難になったときは、まずは当会までご相談ください。

その他、奨学金の返還について、わからない時や困った時は、自分で判断せず、必ず当会まで問い合わせてください。

奨学生提出書類一覧

〈貸与奨学生〉

提出時期	書類名	提出方法	様式※
貸与期間終了時	奨学金借用証書	大学を通じて提出	
	奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書		
返還開始前	預金口座振替依頼書	当会に直接提出	
毎年１月	残高確認書		
転居した時	転居・改氏名・勤務先（変更）届		○
結婚等に伴い苗字が変わった時			
転職した時			
返還口座を変更する時	預金口座振替依頼書		
連帯保証人を変更する時	連帯保証人変更届		○
奨学金の返還猶予を申請する時	奨学金返還猶予願		○
	申請事由に関する証明書類		
奨学金の返還免除を申請する時	（お問い合わせください）		

※○印の書類は当会ウェブサイトから所定の様式をダウンロード可

公益財団法人　吉 田 育 英 会

〒130-8521
東京都墨田区亀沢三丁目 22 番地１号
ＹＫＫ　Ｒ＆Ｄセンター内
TEL: 03(5610)8103　FAX: 03(5610)8104
E-mail: webmaster@ysf.or.jp
http://www.ysf.or.jp

このパンフレットには奨学金返還のことが記載してありますので、奨学生は保存して参考にしてください。

2011 年６月作成